

東日本大震災復興構想会議検討部会（第8回）議事録

（開催要領）

1. 開催日時 平成23年6月14日（火）13:00～15:00

2. 場 所 官邸4階大会議室

3. 出席者

部 会 長：飯 尾 潤 政策研究大学院大学教授

部会長代理：森 民 夫 全国市長会会長、長岡市長

専 門 委 員：五十嵐 敬喜 法政大学法学部教授

池 田 昌 弘 東北関東大震災・共同支援ネットワーク事務局長
特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長

今村 文彦 東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター教授

植田 和弘 京 都 大 学 大 学 院 経 済 学 研 究 科 教 授

大武 健一郎 大塚ホールディングス株式会社代表取締役副会長

玄田 有史 東京大学社会科学研究所教授

河野 龍太郎 BNPパリバ証券経済調査本部長・チーフエコノミスト

西郷 真理子 都市計画家

佐々木 経世 イーソリューションズ株式会社代表取締役社長

莊林 幹太郎 学習院女子大学教授

白波瀬佐和子 東京大学大学院人文社会系研究科教授

神 成 淳 司 慶應義塾大学環境情報学部准教授

竹 村 真 一 京都造形芸術大学教授

團 野 久 茂 日本労働組合総連合会副事務局長

馬 場 治 東京海洋大学海洋科学部教授

広田 純一 岩手大学農学部共生環境課程学系教授

藻谷 浩介 株式会社日本政策投資銀行地域振興グループ参事役

復興構想会議委員：大 西 隆 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授

(議事次第)

1. 開会

2. 議事

(1) 「復興構想会議」からの指示事項等の検討について

(2) 「復興への提言」骨子(たたき台)(第9回 東日本大震災復興構想会議配布資料)について

(3) 自由討議

3. 閉会

(配布資料)

・ 専門委員提出資料

・ ワークショップにおける検討の状況について

・ 「復興への提言」骨子(たたき台)(第9回 東日本大震災復興構想会議配布資料)

○飯尾部会長 それでは「東日本大震災復興構想会議第8回検討部会」を開催いたします。

いつものように、お忙しい中、少しイレギュラーな日に開催いたしましたにも関わらず、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、前回少し積み残しましたので、検討部会で検討していること、これまでワークショップでさまざまに議論したことを一度確認するというのを最初に簡単にやりまして、それから、先週の土曜日、復興構想会議に「復興への提言」骨子というのが出ましたものですから、それについて少し御報告するとともに、今後の提言とりまとめについて皆様から御意見を伺うという会にしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、専門委員16名が御出席でございますけれども、今村専門委員、河野専門委員、馬場専門委員は御欠席でございます。

それから、團野専門委員、大武専門委員が途中で退席されると伺っております。

復興構想会議からは、いつもなら御出席の五百旗頭議長と御厨議長代理は、提言とりまとめでお忙しくなられまして、こちらにお越しにならないということで、会議の様子は私が後でお伝えいたします。

それから、今日は大西委員にオブザーバーとしてお越しいただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に、この前の続きでございますけれども、1つおわびがございます。というのは、私がばたばたしておりまして、ワークショップの資料をさまざまに御意見いただいたんですけれども、この前、親会議で説明する資料を訂正するのを忘れておりまして、それをホームページで見た神成委員ほかから御注意いただきまして、遅ればせで恐縮でございますが、差替えみたいな形で、今、直しました。

念のために申し上げますと「ワークショップにおける検討の状況について」という資料の4ページ目、玄田委員から御指摘がございましたので、矢印は短くいたしました。

それから、13ページ目については、西郷委員から御指摘がございましたので、どこにと思ったんですけれども、全く違う紙もつくりにくいので、ここにまちづくり会社を入れさせていただいたということでございます。

それから、15ページは、これは私も思っておりますが、荘林委員から、三陸にしては広過ぎるという御意見でございまして、少し小さくいたしました。まだ小さく仕方が足りない可能性はありますが、余り小さくすると字が読めなくなるので、これぐらいでお許しただくということです。それから、16ページは、この前、お話をしておりまして、全国、明日香村と違うものですから、一度もほ場整備をしたことがないということはないだろうと思って、整備前も小さく区切った絵を描いたところでございます。

それから、24ページでございますが、神成委員がロボットと言っておられたのを私が忘れたのを、書くところがないものですから、そこに入れさせていただきました。

それから、25ページは本当にそのとおりでございまして、ナショナルセンター等と連携のところにバイオバンクとうっかり書いておりましたところを削除いたしました。

それから、26 ページの下の方でございますが、写真は入れ替えはできなかったんですが、文章の方を直しまして、高付加価値等を入れたということで、大規模な実証実験の例のところを、神成委員の御指摘を踏まえて少し修正をいたしました。

それから、27 ページの右下の箱の中に生涯学習を入れたということでございます。

それから、62 ページは、これは書きぶりを少し改めたということでございます。

それから、68 ページも、少しわかりやすく、ちょっと絵がわかりにくかったので、すっきりさせたというのが違いでございます。

以上でございまして、まだ気がつかないことがあると思いますが、この資料を今後使うわけではありませんけれども、ここは間違っているぞというのがあったら、教えていただきましたら、検討には使わせていただきます。

何かございますか。

○植田専門委員 よろしいですか。前回、途中で出てしまいましたので、エネルギーのところがあればなんですけれども、30 ページの電源別の発電コストの試算というのがあるんですが、これはエネルギー白書にも出ているような数値が使われているのはよくわかるんですが、今、特に原子力の発電コストがこの評価でいいのかというのは大変大きな検討課題になっていますので、発電コストの検証というか、そういうことの必要性をどこかに書いておいた方がいいかなと思いますが、そういうことです。

○飯尾部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○玄田専門委員 ありがとうございます。

この「ワークショップにおける検討の状況」という資料の今後の取り扱いは、どういうイメージを持っていたらよろしいのでしょうか。つまり、親会議の中で提言書に含まれるとか、そうでないとか、どういう扱いになると考えればよろしいですか。

○飯尾部会長 これは、こういうことを参考にしながら親会議の議論が行われますし、提言の起草のときに参考にされるということで、これがそのまま使われるということではないんです。ただ、その中で、文脈上有用な図表等は使われる可能性があるということでございまして、これで何かものが決まっているわけではありませんで、前から申し上げますように、検討部会はさまざまな資料を上げているだけでございますので、そういう点では、細かい文言が入ったからとか、入らないから反映しないわけではありませんで、皆様の発言は議事録等でちゃんと起草者には上がっておりますので、そこから反映されるということは十分あるということでございます。

○玄田専門委員 この資料は今日の部会の公開資料になるんですか。

○飯尾部会長 そういうことでございます。今日は、こういう形で公開させていただきたいということで、今日のところのホームページに出る予定でございます。

どうぞ。

○荘林専門委員 農業部分の御修正ありがとうございます。

17 ページでございますが、工程表で、単なる矢印の問題ではございますが、基本的な哲学にも関わる部分だと思しますので、もう一回申し上げたいんですが。

○飯尾部会長 これ、忘れましたね。言われたのを、私はもう一回忘れていました。済みません。おっしゃってください。

○莊林専門委員 農地の大区画化というのは、あくまで地権者の方たち、集落の方たちの話し合いの結果として生まれるものであるということを考えると、農地の大区画化からいろんなところに矢印が派生するというのは本末が転倒しているのではないかと思います。例えば、集落の将来計画の検討とか、土地利用の調整があって大区画化という方向に矢印が行くと。

○飯尾部会長 矢印を受けてのことと、矢印が出てくると、両方入っているんですね。わかりました。とりあえず誤解を招かないように、外すか何か、考えます。

よろしいでしょうか。それでは、資料の点はこれでございますけれども、とりあえず、前回、解説ができなかったところを少しお話をいたします。

1 つは、エネルギー・環境が、この前、御説明する時間がなかったものでございます。ただ、資料はもう見ていただいたとおりでございますして、30 ページ、先ほど御指摘いただいたのは現在の計算だということで、将来はそういうことがあるということですし、31 ページとか、32 ページも大体御存じのところでございます。33 ページは、これも前にお話をしたところでございます。

34 ページのところが少し強化されておりました、短期・中期・長期という形で、これまで、ほかの図表では、短期・中期が短期と復旧復興、将来という話になっております。これは少し長いレンジになっていきますものですから、絵の描き方を変えたということでございます。

それから、35 ページと 36 ページですけれども、さまざまに議論しましたけれども、地域に関わることを全て一枚に書くのはどうだろうという御提案がありましたが、なかなか書きにくくて、とりあえず分散型のエネルギーシステムをつくり出すというところから始めました。地域でこういうことも参考に考えようというので、前のワークショップの議論では、余り絵が大きく出ていると問題だという話もあったものですから、要素を書いたわけですが、ただ、書き切れない部分もありまして、見やすさと書きやすさの間に迷いがあって、こういう形になっているということです。ともかくも、自立型・分散型のエネルギーシステムをつくろうというのを絵の中で表現したということです。

あと、37 ページ、38 ページは、検討部会の議論で出ました自然の生態系の恵みを生かすというのを絵に描いたわけですが。本当はこれが一緒にできればよかったんですけども、一緒にしようとするとうちがぐちゃぐちゃになってしまうものですから、これは植田先生の御指摘もあったんですが、まだできないままになっております。ただ、報告書では、こういう絵を、そんなに立派なものが出るわけでは恐らくないだろうと思いますので、内容を踏まえたものができればと思っております。

次の話題は、減災・地域づくに関する問題です。まず 39 ページでございますけれども、今回、この議論をしている中で一番重要なことは減災という考え方を強く出すということでございます。防災といっても、守り切れないことがあるものですから、経済的な被害を少なくするにしても、人命だけはきちんと守るということになります。ですから、一度守りが破られても、その後も防ぐことを考えるということを中心にしております。あるいは、ハードがあって、ソフトが補完というのではなくて、ソフト対策全体でマネジメントをして、その中でハードが位置づけられるというふうな発想の転換が必要だろうということが 39 ページにございます。

そうすると、40 ページのように、ハード・ソフト、それから、直接的・間接的とマトリックスができます。昔の防災というのは、ハードと直接的だった左下の方が中心でございます。それに対して右上の方は、ソフト対策だと言っていたわけですが、逆に言うと、その間に、例えば、二線堤であるとか、避難ビルであるとか、あるいはコミュニティを重視するとか、そういうことをきちんとやっていくということになります。いろいろなことがこの中に出ていますけれども、これを総合的にやらないといけないというのが今回、重要なことだろうと思っているわけです。

どんどんまいりますけれども、41 ページ以降はワークショップで出た資料をわかりやすく簡単にしたものでございます。結局、今度、新しい対策を取ろうというとき、何が問題かという、既存の体制で十分だろうかということからすると、何かもう少し強化した方策があるのではないかとということがわかるように、既存の手法について述べたものであります。防災集団移転促進事業は代表的なものでございますが、住宅地の移転ということになっておりまして、まちごと移転ということにはなかなか対応しがたい、どうするかというのが課題だろうと考えます。

あるいは 42 ページには、被災地市街地でありますけれども、土地区画整理事業が出ております。代表的な手法ではありますけれども、事業として成立するためには、これだけでは難しいということがあるんじゃないかということのも論点であったかと思えます。

次の 43 ページには、大規模盛土造成地活動崩落防止事業が出ておりますが、これも現行法規の中でできるものとしております。これは補助率が低いこともあって、それなりに負担が生じるけれども、大丈夫だろうかということもあるし、どういう要件でつくるかについては、大規模になってくるといろいろな問題が出てくるといことだろうと思えます。

それから、44 ページには、土地区画整理事業の農地版といいますか、土地改良事業が出ておりまして、これもそれぞれの要件があって、少し市街地とは違う要件になっているのを調整しないといけないというのが出たところでございます。

結局、事業を組み合わせるといのがものすごく重要なことでございまして、事業を組み合わせると、代表的なのは雲仙普賢岳の噴火でございます。下の方に公共事業として安中三角地帯嵩上げ事業というのがあって、これで土地の形状が何とかなって、その上で土地区画整理事業が成立するという、事業の組み合わせをするということでございまして、

45 ページから 46 ページについて、いずれもそういう例でございます。今回も組み合わせを考えるんですけれども、やはり大前提の事業の制度を強化しておかないと、組み合わせてもなかなか大変だということになります。そういう点で言うと、いつか話題に出ました土地の買い上げみたいなことは、こういう組み合わせの中で処理されるので、それだけを取り上げてどうこう言うのは具合が悪かろうというのは、ここで前に議論したことがあると思います。

もう一つ、47 ページと 48 ページに出ておりますのは、これも話題になっておりました建築基準法の建築制限でございまして、39 条は災害危険区域を指定するということでございます。ここに出ておりますけれども、これは、全国に数例しかないものの 1 つがたまたま今回被災地にあったということです。これを見ると、結局、極めて狭い地域だけが指定されている。ですから、堤防の外みたいなところは危ないから住んではだめだというように、非常に明確なところは指定しやすいんですけれども、先ほどの減災の考え方で、いざというときに水が来るかもしれないけれども、普通は来ないというところに一挙に強力なというのはなかなか大変だということです。

かつては、名古屋市において、伊勢湾台風の後には、それこそ危険区域の指定をして、施設整備とともに解除していったという例もあるわけです。しかし現実には、さまざまな自治体に任せるということが本当にできるんだろうかという、もう少し柔軟な制度を、こういう堅牢な建物なら大丈夫だとか、いろいろな制度を考える必要があるんじゃないかということです。84 条の規定を強化して、とりあえず今は建築制限をかけておりますけれども、もう少しさまざまな制度を考える余地があるということが論点になります。

このとき、参考になるのは、土砂災害に関して、そういう規定があります。警戒区域、特別警戒区域等を指定して、禁止するのではなくて、要件をつくって、条件付きで建築を認めるというやり方も取っているのです。そういうことを参考にしながら、何か考える可能性があるんじゃないかということでございます。

また、49 ページに整理がございまして、土地区画整理事業で何ができて、何ができないかという、絶対できないわけではないんですけれども、難しい類型がある。農地から農地は土地改良法。農地から市街地、これはときどき起こっておりますけれども、土地区画整理法に土地改良法が加わるような格好でございまして。それから、市街地から市街地はまさに土地区画整理法の中心ですが、何が問題かという、市街地から農地ということが、小さな例ではないわけではないけれども、余り大がかりにしたことがない。そうすると、現行の制度ではなかなかやりにくいというのが課題となります。今回、もしも土地の利用法から考えて、こういうことが必要だと思った場合、何か考えた方がいいんじゃないかということです。

しかしながら、これは実は制度だけの問題ではございません。農地から農地、市街地から市街地は基本的にほとんど価値は変わりませんし、農地から市街地は土地の価値が上がりますけれども、逆に言うと、市街地から農地というのは一般には地価が下がる傾向の変

化でございますから、制度的に対応が難しいだけではなくて、実質的に行うのは簡単ではないということがあり得るということです。これは、なかなか大変なんだということでございます。

それから、50 ページは、以前にもお出ししたかどうか記憶にありませんが、これはちょっと不思議な表でございます。一般に議論するときに、さまざまに関係するときに、土地区画整理事業というのはこの2つがありますよとだけ言われるんですが、よくよく考えると、それだけやっていたはできないから、大抵公共事業というのはくっついてというのは先ほどの組み合わせの例であります。

では、ここで話題になってくるまちづくり会社というのはどういうことになってくるかということが問題になります。逆に言うと、そういうこととはまた別に、地元の企業等がいろんなことを行っていますが、ここで言っているのは、西郷委員がおっしゃっているように、土地の権利関係の調整をしたり、有効活用みたいなことでまちづくり会社を位置づけるとすると、こういうところに入るだろうと考えております。

あとは、今日はお持ち帰りいただきまして、ごらんいただければということで、災害に強い交通ネットワークが51 ページ以降にずっとございます。そして、鉄道、道路、港湾、公共交通、物流ということで、こういうことにも一定の目配りは必要だという、御参考までの資料でございます。

今日は開始時間を早くしたんでございますけれども、終わりの時間が決まっております、皆様から御意見をいただきたいものですから、非常に簡単にしました。後で御意見いただくことは別にして、今、私がした説明に何か御意見とか御質問があれば。どうぞ。

○西郷専門委員 50 ページの表は、検討部会では初めてだと思えます。まちづくり会社に関して、ワークショップでもいろいろ御提案いただいて、議論があったのは大変素晴らしいことだと思って、感謝しております。ただ、まちづくり会社自身は、法的には具体的な定着はないということではあるんですけれども、一般的には中心市街地法の中での特定会社がまちづくり会社が初めて法律的には出てくるところなので、それは書いておいた方がいいんじゃないかというのが1点でございます。

それから、ワークショップの中で私が提案したことが2つほどありまして、1つは、権利調整ということに関して、特区を使いまして、管理コミュニティ地区マネジメント会社ということで、地区の経営管理ができるというのを提案させていただきました。これが入らないということであれば、しょうがないとは思いますが、その内容自身は、使用権のことまで踏み込んで書いたものですから、それは難しいというふうに、国交省の御担当の課長から御回答があったんですけれども、あれ自身は、私というよりは、法律を含めた、いろんな専門家が入って議論した内容ではございますので、多少でも入れておいていただけるとありがたいというのが1点目です。

それから、2点目では、やはり借地に関して提案をいたしまして、その内容も、信託の話も一緒に書いたものですから、信託の内容がちょっと難しいというふうに、法務省の御

担当の方から御回答があったんです。あれもやはり信託にかなり詳しい専門家の方の内容が提示してありまして、決して法律的、あるいは制度的に難しい内容を提案したわけではありません。そういう意味では、多少でも書いておいていただけるとありがたいということでございます。

○飯尾部会長　ありがとうございます。

どうぞ。

○白波瀬専門委員　全体のことでもよろしいですか。意見。

○飯尾部会長　この話ですか。

○白波瀬専門委員　はい、この話です。よろしいですか。

○飯尾部会長　どうぞ。

○白波瀬専門委員　これだけの資料をまとめられたことに心より感謝します。大変ありがとうございました。ただ、前回も少し申し上げたんですけれども、この資料には人材育成という側面がほとんど反映されていないということと、全体としてトピックのバランスがよくないと思います。これまでの議論でも、高齢者、子ども、障害者という話も出ましたし、震災とは結局のところ「人の問題」だと思うのです。その中、福祉に関する記述は1枚だけですし、雇用という点でも、厚生労働省的な枠組みでの政策が中心で、労働市場に入る前の人材育成という文科省的な枠組みと連動させた形での雇用対策が極めて重要です。この点、復興に向けて非常に重要であることはすでに議論しましたし、またワークショップでも合意されたポイントだったと思うのです。ですから、人や福祉に関しての記述についても、1枚だけというのではなくもう少し盛り込むべきと考えます。もっとも、異なるトピックを3分の1ずつとか、8分の1ずつにということは申しませんが、もう少しバランスよい資料の提示があってもよかったのではないかと思います。

○飯尾部会長　この資料はただの資料でございますから、報告書とか、内容とは全く関係ありません。おまけに、それは御発言いただいておりますので、これまで出た発言の一覧にも反映しております。これはたまたま出た資料を御紹介して、論点の整理のために御説明しているので、既にもう御発言をいただいていることについては、ちゃんと親委員会に伝わっているということでございます。これのバランスで、例えば、報告書、提言が出るとかいうことは全くございませんで、それはどうぞ御心配いただかないようにと思っております。

どうぞ。

○五十嵐専門委員　同じような心配を私もしております。私は前から一番大きな土地の利用関係、権利関係の調整について、基本的哲学を持つべきである、最低限度、個人が個人の土地を自分の土地だからといって自由気ままに利用したら、理想的な、あるいは美しい都市づくりはできませんよと申し上げておりまして、具体的なキーワードとして「総有」とか「借地権」とかを提起しました。それに併せて、どうも理解が得られないのではないかと思います。今日の資料の中に幾つか論文を紹介しておいたんですが、そういうもの

の取り扱いは具体的にはどうなっているのでしょうか。ここになくてもちゃんと親会議にあがっているというのなら、それはそれでいいんですけれども。

○飯尾部会長　そういうことでございます。提出資料とされたものはちゃんと参考にされます。これは、それぞれの担当の役所と調整するためにしているものでございまして、委員から提出されて、公開資料にされたものは既に公開されておりますし、提出された資料に入っていれば、おまけに御発言をされたことについては、ちゃんと記録されております。

○五十嵐専門委員　既存の事業手法がいろいろあるんですけれども、最後に申し上げた区画整理一つ取っても、長短いろいろあるんですが、そういう論点はどういう形で上に上がっているのでしょうか。

○飯尾部会長　そういうのは、論点の整理をした形でメモをつくっております。

○五十嵐専門委員　それは公表されているんですか。

○飯尾部会長　されていません。

○五十嵐専門委員　それはなぜ公表されないのでしょうか。ちょっとよくわからない。

○飯尾部会長　ここで決めて、上でということになると調整が難しいので、それはしないということにしております。

○五十嵐専門委員　でも、こういう論点がありますよと、その論点自体を提示することはいいんでしょう。

○飯尾部会長　これも親会議中心にされるということですので、我々が論点がずれるということを公表するのがどうだろうと思っておりまして。ただ、前の御発言の一覧には、検討部会の発言も入っております。親委員会の発言だけではなくて、検討委員会の発言も一覧には入っております。

○五十嵐専門委員　ちょっとイメージがよくわからない。そうすると、これを上に上げますね。

○飯尾部会長　これだけが上がっているわけではありません。

○五十嵐専門委員　親会議でも検討部会でも膨大な量をやっていますので、それを全部見られるわけではないでしょうが、勿論それなりにやっているのかもわかりませんけれども、それがそのまま生で出ているということなんですか。上の方でちゃんと精査することになっているんですか。

○飯尾部会長　精査されるということだと思います。

○五十嵐専門委員　ああ、そうなんですか。まさしく部品だという話になっていましたね。いろんな部品が山ほど出ているんでしょうけれども、その部品を言いつ放し、あるいはある種、特殊な観点から整理したのですか。

○飯尾部会長　これを土台に御説明もしておりますので。この資料自体が何かではございません。そういうことで、恐縮ですけれども、言いつ放しにさせていただいております。それで、私が起草者にお伝えすることにしております。

○西郷専門委員　五十嵐先生がおっしゃっている総有論、あるいは借地権は、経済団体と

か、いろいろな団体から提言が出ていて、借地権の積極的活用というのがかなりの柱になっているわけです。それから、この会議でも、借地権をうまく使うことによって、かなり問題が解決するのではないかという議論もたくさんあったと思うんです。その話がわかりやすくまとめられて、すぐできるかどうか、地元が了解するかどうか、幾つか課題はあると思うんです。ただ、これだけ議論していることがわかりやすく整理されるということは必要なことではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○飯尾部会長　そうですか。そうすると、重ねて資料を出していただけたら本当にありがたいと思います。ただし、やや時間的にゆとりがありませんから、御発言は記録にとどめられていますので、それが反映される可能性はございます。前からお願いしていますように、そういう御意見であれば、御資料を出していただきたかったということですね。

どうぞ。

○神成専門委員　話をこちらの資料に戻してよろしいですか。

○飯尾部会長　どうぞ。

○神成専門委員　39 ページに記載している内容に関しまして、省庁間連携をさらに促進すると言う点を強調して頂ければと思います。例えば、堤防を整備するための施策が国土交通省か農水省のいずれかのものであるかにより、整備可能な堤防の高さが異なるという状況があると聞いております。このような縦割り行政の弊害が生じないように、記述を検討いただけますでしょうか。

○飯尾部会長　そのことは、計画的な実施ということになっていまして、一応、反映しているんですけれども。

どうぞ。

○藻谷専門委員　この資料の書き方についてということで、蒸し返しで申し訳ないんですが、重要だと思います。私は全部の会に出ていたわけではないんですが、50 ページの一番下の行は、出ていた議論と違うことが書いてあるような気がするで、この点は重要だと思うんです。まちづくり会社の一番最後のセンテンス「その場合に個々の地権者から合意を得て土地の買取りを行い、土地の利用関係の整理を実現した例がある」というのは、どなたが具体的にどう提示されて、どういう例について語っていたんでしょうか。

まちづくり会社とこの場で言っている例というのは、いずれも土地を借地して整理して利用した例なので、買い取りではうまくいかないということ、要するに時価が全くつかないものについて買い取りをしてもうまくいきませんという議論は相当行われたはずなので、ここにまちづくり会社は買い取りをするという例があるのは、私はどこの例か知らないんですが、多分それをやった場合、まちづくり会社は多大な負債、不良資産を抱えてしまって回らなくなっていると思うんです。だから、その道から見ると、非常に変な例が書いてあるんです。これがあたかも代表であるかのごとく当然上に上がると、それが部品としてどうとられるかはわかりませんが、これは後でやるんですが、土地利用のところにも当然のことながら関係してくるわけです。土地を借りるという話は入らないです。この段階で

買うという例しか出ていないわけなんです。

これは多分国交省のだれかが書いたんだと思うんですが、これは意図がすごく見え見えで、国交省の人はよほどこういう例を書きたいんでしょうね。これについては、正直言って、私はかなり腹が立ちました。そういうことを我々は言っていないのに、これは国交省の言った人は、悪乗り、やり過ぎだと思います。

○飯尾部会長 わかりました。

皆さんが言ったものがここに入っているわけではありません。そういう資料ではありません。それについて、今、御発言になれば、それが記録に残るということです。これは皆さんの意見をまとめたものではございません。

○藻谷専門委員 みんなの意見ではないですが、一般的にこの分野で、我々の意見もそうかもしれないけれども、世の中の常識でいうと、まちづくり会社が土地を買い取ってやるとは思われていないでしょうね。借りてやるのが代表的な例だと思います。2～3つ挙げれば、全部そういうふうになっているのではないのでしょうか。

○飯尾部会長 わかりました。御意見には配慮するようにします。

○五十嵐専門委員 それに関連しまして、そういうことをどこでどういうふうに議論をしたらいいのかわからないんですけれども、私の論文の中に代表的な事例を入れてあります。おっしゃるとおり、買い取りはないです。ただし、土地を借りる場合とか、家を借りる場合とか、共同で利用する場合とか、現代のだれもが持っている道具を全部使って、合法的にそういうことをやっているということを言いたいんです。

○飯尾部会長 それはこの資料でよろしいんですね。

○五十嵐専門委員 3つ論文を出してあります。

○飯尾部会長 大切なことでしまして、そういうことをおっしゃりたいときは、そういう資料を出されるか、おっしゃられれば議事録に残ります。お話になるということは非常に大切でございます。基本的に専門委員の意見というのは、ここでの発言として記録に残って、それがまとめて提供されるということでございます。

○五十嵐専門委員 もう一つお聞きしますけれども、これは今日の後どういうスケジュールで、いつまでに出せばよろしいんですか。それが全くよくわからないんです。

○飯尾部会長 それはこの前から申していますように、急ぐということで、前から急ぎますとお話をしたのは、この後、提言がまとまるまでにこの会を開くことができるだろうかとあって、そういうこともありまして、先のことはわかりませんが、今日一言ずつお話をいただきたい。お話をしているのは、そういうことでございます。

○五十嵐専門委員 2～3日以内ぐらいだったら、資料を出すことは可能なんですか。

○飯尾部会長 そうですね。ただ、その取扱いは考えます。会議の資料として普通は出されることになっていきますけれども、それを私がお預かりして、起草者にお渡しするとか、そういうことで処理をさせていただきたいと思います。

○五十嵐専門委員 私自身は3つの論文を出していますので、これを見ていただければ書

いてあります。ただ、資料としてはね。

○飯尾部会長　そうですね。大部のものよりは、わかりやすい方が助かります。ですから、本当は本日そういうものを出してくださると大変ありがたくて、この前お願いしたとおりではあります。

よろしいでしょうか。

○大武専門委員　ちょっと戻るのですが、今、資料の扱いの話が出ているので、私は前回のときにワーキングの方では話したので、もう要らないのかもしれないんですけども、雇用の5ページ、6ページです。そのときにもそういう意見が出たと思うんですけども、完全に厚労省のペーパーになって、いかにも縦割りで、今、現場で聞くのは、やはり東北地方は専門学校が大変多くて、逆に大学が少ない。進学率も低いという状況がある。特に専門学校が東北の中小企業の雇用、機械とか農業などに役に立っているのも、是非この中のどこかに書いていただきたいんです。

私の発言でいいんですけども、これだけ書くと、もしこのペーパーが出ると、いかにも縦割りのまま検討部会をやっているんだねと言われるのが非常に残念だという気がするもので、もしやむを得ないならコメントか何かで書いておいてほしいんです。これは出されたペーパーであって、出た議論はここには載っていないということだと思います。そこだけ是非お願いします。

○飯尾部会長　今、おっしゃりましたので、記録に残ったと思います。

○大武専門委員　お願いいたします。専門学校、専修学校、そういうところがこれからの中小企業や農業、水産業には極めて重要です。専門学校には実は奨学金がありません。本当はこの地域では奨学金みたいなものをやってほしいと思います。若い人が逃げてしまうと、この地域の復興はありません。東北地方が人を集め、中小企業の拠点になったのは、何といっても関東の人たちは人材がとれなくて、東北から働きに来ている人の現地に行って企業が花開いたというところがあります。人材育成というのは非常に重要だと思うので、この辺りには文部科学省等の意見が入ってほしいと思います。

○飯尾部会長　ありがとうございます。

先に手を挙げられたので、植田専門委員からどうぞ。

○植田専門委員　同様の趣旨ということですが、言っておいた方がいいみたいなので、発言させていただきます。

40ページから始まりますが、防災、減災のまちづくりのところで、39ページとも連動しますが、自然生態系の防災、減災機能もやはり入れていただくということがあります。

○飯尾部会長　それはどういうところになりますか。

○植田専門委員　これはハードとソフトにしているから、それにすると、なかなか位置づけにくいんです。

○飯尾部会長　そうですね。ですから、施策の外にあるのではないですか。

○植田専門委員　だから、人的なやり方と物的なやり方と自然的なやり方というか、そう

いう面があるかと思います。それは多分 38 ページの「生態系の恵みを生かす地域イメージ」とも本当は連動するし、これは水産業の話とか六次産業化と言われる話とも連動する話で、本当はそういうふうにつないで議論することが地域で復興プラント化を進める場合にはとても重要なので、本当は資料自体もそういう整理の方がいいかと思うんですけども、ちょっとコメントしておいた方がいいということなので、発言させていただきました。

○飯尾部会長 ただ、この資料に入れるのはちょっと難しそうですね。外の話ですね。

○植田専門委員 もう一点、再生可能エネルギーのところも、エネルギーの分散とか自立とかそういう観点で書かれている部分、これはこれで 1 つの書き方なんですけど、同時に再生可能エネルギー、東北地域の産業の振興とか地域経済とか雇用、この点も重要な要素として位置づけていたかと思うので、これも重要だと思います。

○飯尾部会長 そうですね。これは御発言がありますし、そういう議論も出ておりますので、それは考慮されると思います。

どうぞ。

○團野専門委員 大武専門委員がおっしゃったことと全く同じことを申し上げたいと思います。最後になるかもしれないので、そういう意味も含めて少し発言を申し上げたいと思います。

私はこれまで雇用を優先すべきだという発言をしてまいりました。安定した雇用を確保、創造するためには、産業の再生が極めて重要なんだということを再三申し上げてきたつもりです。そういう意味で骨子を見させていただくと、そうしたことで記述をいただいておりますので、大変ありがたいと思っております。成長戦略を先取りしたモデルを東北の実情に合わせた形で展開していくことが必要だと思っております。

ただ、1 点不足しておりますのは大武専門委員と一緒にありまして、能力開発については是非御一考いただかなければいけないのではないかと思っております。残念ながら、すべての労働者が数年後にこれまでどおりの職を期待できるか、維持できるかという点、大変難しい。そういうことからすると、職種転換だとか職業転換、労働のシフトというのがやはり必要になってくるんだろうと思います。そうしますと、訓練、能力開発というのは極めて重要であります。

ワークショップでも申し上げましたけれども、厚生労働省がこれまでやってきたのは、能力開発機構を中心に、ハードの面で技術、技能の生産現場の教育だとか、ものづくりを中心にやってきた。また、企業に委託している部分もあると思っておりますけれども、それだけでは足りない。それもやらなければいけないんですけども、それ以外に能力開発、人材育成は大変に重要だと思っております。そういう意味では、文部科学省と連携しなければいけないし、経済産業省とも連携しなければいけないし、場合によっては農林水産省とも連携しなければいけない。農林水産をある意味で産業化していくことからすると、雇用労働者になり得る部分もありますので、そういう意味での育成という部分を、これまでにないところを含めて考えなければいけないのではないかと考えてありまして、是非

そのような方向、考え方で、省庁単位ではなくて、連動して、連携した能力開発を是非お考えいただくように要請をしておきたいと思います。

以上です。

○飯尾部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○竹村専門委員 今まで五十嵐専門委員以下がおっしゃってきたワークショップにおける検討の状況についてという資料の問題、これは前回も私が少し伺ったんですが、あくまでこれは各省庁から出されてきて、ワークショップで提出したものである。それでワークショップにおける検討の状況についてとお書きになっているんですが、表現としては、ワークショップにおいて検討部会が検討した結果であるように受け止められる可能性がある。その意味では、ワークショップに提出された各省庁からの資料であると明記をしていただきたいと思います。

○飯尾部会長 各省庁からとも限らないんですけれどもね。

○竹村専門委員 それを更に強調するのは、こちらの本会議で出された資料の中に、検討部会における検討の状況についてというものがございまして、この中身は実はワークショップの大部のものの抜粋です。これを見ていると、親会議の方は検討部会においてこれが検討された結果であると受け止められることは間違えありません。

そういう意味では、非常にミスリーディングな形に結果的になってしまっているのもので、まず1つの解決法は、親会議に出されたものも含めて、検討部会の議論を反映したものではないということをまず明記いただくこと。

2つ目は、先ほど来、植田専門委員がおっしゃった原発コストの見直しであるとか、40ページの自然生態系の防災、これも私と植田専門委員が何度も強調した、例えばマングローブ林であるとか生態系のサービス、それに対してベスというような、環境支払いという話も荘林専門委員から何度も出ていました。

この検討部会で何度も議論してきたことが反映されていないという意味では、勿論この中に入れ込むのは無理だという飯尾部会長の御意見はよくわかるんですが、オーバールールと言い過ぎですが、この箇所について検討部会の専門委員から明確にノーが出されたということはポスト・イット的にはっておかないと、どうしてもミスリーディングになるのではないかと思います。原発コストの見直し、生態系による防災、それから、藻谷専門委員がおっしゃった土地の買い取りではない、この箇所にポスト・イットを付けておいていただかないと、検討部会の議論というのはどうしてもこれだけがひとり歩きしてしまうのではないかという懸念がございしますので、タイトルを変えることと、ポスト・イットを各箇所に反映する形で付けること、この2つをお願いしたいと思います。

○飯尾部会長 これは検討させてください。

よろしいでしょうか。どうぞ。

○池田専門委員 毎回同じ話をしていて、この資料の中にはやはり反映し切れないという

ことなので、発言をさせていただきます。

○飯尾部会長 これは性格上皆様の発言を反映するものではありませんので、議事録でもう反映されているものでございます。

どうぞ。

○池田専門委員 今の話もありましたように、特に地域コミュニティということを今回言われているんですけれども、地域コミュニティに落ちてくると、各省庁、各部局の政策が全部地域に下りてきて、小地域は1つしかないんですけれども、各省庁のものが下りてくる。その意味では各省庁あるいは省庁内、省庁間の制度、施策を1つにして地域に下していただかないと、地域はそれを選択するということになり切れないし、必要に応じて省庁の施策を使ってしまって、うまく応用ができなくなっている部分があるのではないかという意味では、本当は1枚のものに制度、施策をつくっていただけるといいと思っています。これはなかなか難しいとは思いますが。

更にいつも同じですけれども、これまで福祉については、できるだけ個別の問題に対応できるだけの力をつけるということで、どんどん分化してきたものがありますから、分化することの意味とできるだけ統合する、特に小地域においては少人数の高齢者と少人数の障害者、子どもなどがいるので、その意味では相乗りができる統合型というのはとても重要だと思っています。

1 ページのところ、仮設サポート拠点となっておりますが、サポートだけではなくて、やはり住民の人たちが自分たちで地域をつくっていくという意味では、サポートも一方で必要ですけれども、住民の自治とか支え合いの拠点をきちんと位置づけていただく方が、今回の仮設住宅の集会所の上でもそのような形で取り組まれていると思いますので、是非お願いしたいと思います。

○飯尾部会長 ありがとうございます。

本日は皆様に最後に御意見いただきたいと思っております、ただ、この場所の時間が限られておりますので、少し先に進ませていただきたいと思います。

そこに行く前に、これ自体として議論することはあれですけれども、御紹介だけさせていただきます。親会議で出た資料だということが見にくいことになっております。これは公表されておりますが「復興への提言」骨子（たたき台）というものが出ておまして、これが前回の土曜日の親会議で議論をされました。

ただ、いろいろな意見が出まして、現在この構成は再考中でございます、恐らく大幅に内容が変わるだろうと予測しております。その場で御意見があったものですから、それを入れて再考中でして、そういう関係もあって議長代理も今日は来られない。そちらの作業をしておられると認識しております。ですから、これは御参考でございまして、ここに書いてないことも恐らくどんどん入るでしょうし、構成自体がかなり変更されると伺っておりますので、そういう点では御参考としてごらんいただければというものでございます。

どうぞ。

○広田専門委員 これは事前に見せていただいたので、これに対していろいろコメントをつくってはきているんです。資料には付けていないんですけれども、それは今日の後に事務局に提出してもよろしいですか。

○飯尾部会長 そうですね。非公表扱いということでお預かりすることはできます。公表される御希望があれば、それでも結構です。

○広田専門委員 どちらでもいいです。いろいろあったし、多分口頭の発言の時間は短いらしいと思って、一応メモみたいなものをつくってきました。

○飯尾部会長 わかりました。ありがとうございます。

○広田専門委員 それでは、後でいいですね。

○飯尾部会長 そうですね。

それでは、こういうことにいたしましょう。今日「復興への提言」骨子（たたき台）について御意見をいただくことはできませんので、メモのようなものを事後的に出していただく。本日の検討部会の提出資料ということで、勿論公表されないという扱いをしていたで結構でございます。いつもは事前の2日前ぐらいにいただきたいと申ししておりますけれども、今日はこういう機会ですから、ただ、余り後になっても反映の可能性がなくなりますので、明日ぐらいまでにはいただくということにします。これまでおっしゃりにくかったこと、あるいはこう思ったということはメモをいただければということで、事務局あてによりしくお願いいたします。ちょっと急がせて恐縮でございますが、よろしく願いいたします。

どうぞ。

○白波瀬専門委員 ここで確認ですけれども、意見を述べる対象というのは7原則についてということですか。

○飯尾部会長 7原則ではないです。

○白波瀬専門委員 もっと広くということですか。

○飯尾部会長 7原則はここに書かれるということが書いてあるわけです。7原則は前にお配りしたことでございます。

○白波瀬専門委員 何を対象にコメントしていいのかわかりません。

○飯尾部会長 「復興への提言」骨子案について、コメントがあればいただきたいと思います。

○白波瀬専門委員 申し訳ありませんが、何を対象とした意見が求められているのかあいまいです。

○飯尾部会長 あるいはそれ以外についていただいても結構でございます。ただし、それ以外のものは編集作業に入っていますから、反映されるのは非常に難しい可能性が高いです。

○白波瀬専門委員 こんなことを私が申し上げる立場にはないんですが、時間的な制約もございますので、やはり意見を求める対象を限った方がよろしいのではないかと思います。

つまり事後的なメモとして提出するのは、例えば、骨子案についてのこととか、ある程度限られた方がいいと思います。私もですがみなさんも申し上げたいことは多分たくさんあると思いますので。

○飯尾部会長 わかりました。せっかくの御提案ですので、御異存はないですね。ほかに言いたいという方もあるかと思って申し上げただけでございます。私どもとしてはその方が助かります。

それでは「復興への提言」骨子（たたき台）と書いているものについて御意見がありましたら、メモの形でちょうだいしたいと思います。

よろしゅうございますか。

○大武専門委員 まだ時間があるので、ここで意見を言ってよろしいですか。

○飯尾部会長 実はこれから全員に発言の機会をおつくりいたします。その時間を私は取りたいと思っております、そのときに一緒にお話をいただくと大変助かるんですが、よろしいでしょうか。

とりわけ検討部会では、会の構成がこうでしたので、御不満もあろうかと思えます。聞き置きだけになっていることは大変申し訳なく思っております。ただ、せっかくの御意見でございますので、これまでこの会で発言されたものは議事要旨みたいな形で資料として使われておまして、それぞれ反映しているものがたくさんあることは承知しております。一次提言後どのように運営されるかは私どももよく承知していないんですけれども、恐らく一次提言前、今週の土曜日に提言の素案みたいなものが親会議に出るとしますと、そういう御意見を入れるのは今日が最後の機会になろうかと思えます。

そこで、全員にお話をいただくようなことをしたいと思っております。大変恐縮ですがけれども、時間がございません。全員にお当てしないといけないのに、あと1時間半ぐらいしか残っていないということでございますので、1人当たり少し短目にお話をいただければ幸いです。もしも言い足りないことがあったら、先ほどのルールでメモをいただいて、本日の提出資料みたいな形で取り扱わせていただきたいと思いますので、特に強調されたい点をお話いただければ幸いです。

そういうことで、おられる順番にと思ったんですけれども、早くに退席される方も伺っておりますので、まず途中退席される大武専門委員からお願いできますか。

○大武専門委員 ごく簡単に話させていただきます。

このたたき台、骨子を少し拝見させていただきまして、書いてはあるんですが、私がどうしても気になるのは、何度も申していますが、やはり電力の供給制限、制約というところ。特に原発の問題を含めてある程度書かないと、これは一体どうなったんだということになります。1つは福島の話、1つは日本全体の話、この辺はもう少し書いておかないと意味がないのではないかと。これは老婆心でございます。

あと、私の場合にはやはり財源の話をしなければならないと思うんですが、債務残高の国際比較を見てもわかるように、GDPの2倍を超える国というのは先進国には1つもあり

ません。まさに最悪の財政状況の中で、今の国民が財源を負担しなければ、もっと最悪の事態になってしまうと大変危惧しています。特に東海地震、東南海地震、南海地震という3連発さえ予想されている中で、今の国民が、今、起きた災害を手当しないで、次の災害が起きたときに一体だれが負担をするのか。その辺りも踏まえると、やはりきっちりと我々現役世代に負担していただきたいということを、このペーパーにも少し書いてありますけれども、是非ともお願いをしたい。

四条国債であるか、あるいは赤字公債であるかというのは、一般の市場は全く関心がございません。これは財政規律という意味で、財政法4条に規定されているかどうかだけの問題でございますから、あくまでもこれは国債、地方債全部合わせて、国の借金というものを念頭に置いた運営をしなければ、本当の日本の復興はないと思いますので、是非ここだけをお願いをしたいというのが私の強い意見です。

以上です。

○飯尾部会長 ありがとうございます。

それでは、どんどん言って恐縮でございますけれども、團野専門委員、よろしくお願いします。

○團野専門委員 先ほど先取りいたしまして、しゃべりましたので、あれが本心であります。

あと1点つけ加えるとすれば、この間の10日に政府要請をさせていただきましたけれども、大武専門委員もこれと一緒にありまして、電力供給問題であります。始まる前にも少し雑談で申し上げておりましたけれども、54基あるうち17基が稼働中、来年の3月には1基を残して止まってしまう状況だ。各地方の県知事は再稼働についてという状況の中で、果たしてどうなってしまうんだろう。関東だけではなくて、大きく影響を受けるのは関西もしくは九州ということでありまして、全国に波及する可能性がある。そういたしますと、雇用問題が更に深刻化するということであります。そのことも全国的に考えなければいけない事態に立ち至るのではないかと考えておりまして、それを防止する意味でも、早急に電力供給制約については手を打たないと、産業そのものが海外に流出をしてしまう。一度逃げた産業については帰ってこないと思いますので、緊急的な対応が必要だと思います。そんな点も含めまして、検討事項に入れていただければありがたいと思っています。

以上です。

○飯尾部会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。何か御協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、どういたしましょうか。どちらが先がよろしいですか。座られている順番にと思いますが、玄田専門委員いかがでしょうか。

○玄田専門委員 私は、資料を準備させていただいたので、手短に。

これまで検討部会で、私自身は、できるだけ雇用、経済などについて具体的な発言をするようにということを思って参加させていただきました。

そのため、震災後、特に頻繁に使われる重要な概念については、これまであえて、特に言及してきませんでした。その重要な概念というのは、「希望」という概念であります。震災後、希望というのが大変言われるようになりまして、御存じのとおり、復興7原則でも希望という概念が具体的に明示されています。「希望となる復興の「青写真」を描いていきたいと考える」ということが冒頭に書いてあって、私自身は、それに大変賛同しております。

一方で、一体、希望とは何か、どうすれば希望が得られるのかということについて、私事でもありますけれども、何人かの仲間と何年間とずっと希望ということを考えてまいりましたので、是非、この復興の構想提言の中で御検討いただければ大変ありがたいということを経つか手短にお話しさせていただきたいと思います。

1点目は、国や県が希望を与えようとしても、それは決して住民の希望にはならないということを是非申し上げたい。大変厳しい言い方ではありますが、希望というのは、地域の住民自身によってつくっていくべきものであります。

2006年から今回の被災地の1つである釜石にも随分何度となく伺いましたけれども、そこで得られた教訓は、これは、実際、いみじくもおっしゃった方がいらっしゃいましたけれども、希望というのに「棚からぼた餅はない」ということであります。

与えられた希望というのは、決して希望にはならないんだということが、これまでの釜石の厳しい経験の中で得られた教訓でもあり、今回にも恐らく当てはまると思っています。

被災地も国民もそうですし、マスコミもそうですが、国に希望を与えてほしいというふうなことを考えている限り、私自身は、この国の未来に希望はないと思います。国が示すべきは希望ではなく、先ほどの減災も含めた安全であり、そのための基準であり、保障を考えることが何よりも大事だと思っております。

その上で、希望を具体化するためには、意思、対象、実現、行動という要素が重要になります。Hope is a Wish for Something to come True by Action というのが、我々の希望学の中における希望の概念であります。

それに対して、相互、each other という概念を加えることによって、個人の希望が社会の希望、地域の希望になると。そのためには、これらの要素一つひとつを地域の住民同士が粘り強い対応を通じて、具体化することがない限り、地域の希望というのは構想できないと思っております。

ただ、粘り強い対応には、当然時間もかかりますので、拙速な計画となることは避けるべく、国は今の補正、2次予算だけではなくて、来年度以降についても復旧のための一定期間、十分な財源措置をすることを住民に対して積極的に明記していただきたいと思っております。

3番目に希望の有無については、収入や仕事、教育機会、健康というのが、極めて大きな左右する要素になります。

そういう意味では、先ほど来、委員の方々から御発言があるように、雇用や社会保障、

所得分配、教育、訓練、それから医療、介護というのを効果的な施策というのは、地域の住民が希望を考えるための支えになります。

更に一般的には、女性並びに若年ほど希望を有する傾向が多いということを考えますと、やはり男女共同参画ですとか、若年の意思を尊重するような取組みも地域の希望形成には重要となる。

4番目に、希望というのは、人と人とのつながりが極めて重要になります。住民の孤独化、孤立化を防ぐためには、住民のつながりの持続が大変重要であります。

今回、たたき台骨子の2ページに、地域社会に強い絆が重要だということが書いてありまして、安心・安全のためには、そういうことは極めて重要だということは合意しますが、併せて重要なのは、地域を越えた緩やかな絆、これは社会学の概念で weak ties といいます。weak ties は極めて重要で、地域を越えて緩やかな絆が創造的な復興に必要な新しいアイデアや情報の取得を可能にするということを申し上げておきたいと。

最後に5番目として、過去に試練や困難をくぐりぬけた自負を持つ人ほど、未来に希望を有する傾向が強くあります。

そう考えますと、今回の試練を新たな希望につなげようとする人々の努力や決断を記録し、語り継いでいくことが未来の希望を生むということもあえて申し上げたいと思っております。

是非、復興構想の御提言の中で、希望という概念を言及する際には、以上の点について、是非御検討いただくことが、真に地域やコミュニティの復興につながるということを最後に申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○飯尾部会長 ありがとうございます。それでは、植田委員にお願いできますでしょうか。

○植田専門委員 この会合の最初のときにもそういう議論になっていたかと思うんですけども、被災者一人ひとりの置かれている状況はそれぞれ違うし、それぞれのニーズみたいなものがありますし、コミュニティのレベルでもそういうことなので、どうやってそういう被災者やコミュニティのニーズを自分たち自身で復興の過程に具体化してくるか、それを支える役割が国とかの大きな役割であると、そういうふうに議論してきたかと思うんですけども、ちょっとそれを考えるときに、私はやはり復興というのは、ある意味で、言い方がいいかわからないんですが、デベロップメントではないかと、改めてね、そういうふうに思いますので、結局、考えないといけないことは、デベロップメントはどういうことなのかということと、そういうデベロップメントを制約しているものをどういうふうに克服しながら復興に乗せてくるかと、そういうことが大事になってくるかと思うんですが、デベロップメントというのは、ちょっとターミノロジーかどうかあれですが、広い意味の生活の質が向上していく、そういうプロセスそのものがデベロップメントと、そういうふうに理解すべきだと思うんですけども、その生活の質、そのものということになりますと、これはこれで人がどう思っているか、ということまで含まれるようになっ

てしまいますけれども、少し経済的な意味での、何を重視して、何に投資するかとか、そういうふうに考えていきますと、生活の質をつくり出すために、向上させていくために、その地域で何に、どういう順番で、何に投資していけばいいかと、そういうことを地域自身も考えるし、専門的知見からそれをサポートすると。

先ほど防災の部分で少し申し上げたんですけれども、要するに防災というようなものも、どういうやり方でやるかというときに、この人口的なもの以外にも、今回、非常にはっきりしたのは、人的な要素が非常に大きいとか、あるいは自然的なものも大きいし、あるいは知識を使いこなすなんていうことも大変大きいわけで、その組み合わせみたいなものが大変大事な要素になっているというようなことなので、それは、本当は地域ごとに組み合わせ方を議論して決めていくみたいな、そういうことが必要で、そうすると、それに基づいて投資すべきものの順番が決まるというか、そういうやり方みたいなものをやっぱりつくっていくことが、復興ということの意味ではないかと。だから、復興プランというのは、結局、そういうことをつくっているというようなことではないかということで、大変抽象的な言い方なんですけれども、ちょっとそういうことを思いました。

以上です。

○飯尾部会長　ありがとうございます。それでは、池田専門委員、お願いいたします。

○池田専門委員　１点目は、復興に至るプロセスの中で、だれをも排除しないというようなことを議論に置いた方がいいのではないかと考えております。だれも排除しない社会を実現するということで、障害のある方や認知症の高齢者やあるいは家族を失って悲しみの中にいる方々もそうですし、特に、福島県の方が顕著で、強制的に避難されている方や、自主的に避難している方もいらっしゃいますし、不安の中で避難できない方もいらっしゃる。あるいは不安の中に暮らしている方々のところに、強制的に避難されてきている方が一緒に暮らしているとか、いろんな中にいらっしゃって、そういう中で、お互いを受け入れたり、分かち合うようなことができないと、逆の排除の社会をつくっていくことにならないような復興を目指していくことを実現できないだろうかと思います。

その中では、これまでも何度も議論されてきていますけれども、そういう人たちに、あるいはそういう地域に寄り添う人たちが必要なのではないか。この寄り添う人たちは、一方で専門職ですけれども、もう一方では地域の住民リーダーでいいのではないかというふうに思いますし、学校とか職場ということもあります。やはり地域の中で、例えば子どもあるいは子どもを育てているあるいは介護をしている人たちに、そういった不安とかに寄り添うような支援をきちんと位置づけていくということが重要だと思います。

特に、３県に限らず、全国に避難されている方はいらっしゃいますので、そういう方にきちんと支援していくような仕組みが必要だろうと思っています。

その上で、制度福祉がしっかりと対応していくということで、余り制度とか、専門職が前面に出すぎるというよりは、やはり地域の住民が、先ほどの玄田委員の話にもありましたが、住民の人たちが自分たちで乗り切ろうとしていく力をきちんと専門職は支えていく

というような形にならないと、どうも被災地主体という言葉だけが先行して、何かみんな被災地の方々にこうした方がいいのではないかと提案をみんなで一生懸命しているだけで、どちらかというと、被災地の方々が自ら考えていくことに寄り添ってもらような支援をきちんと位置づけていくということが重要なのではないかと思いますので、是非、そういうような提言になると、計画になるといいなと思っています。

以上です。

○飯尾部会長　ありがとうございました。それで、五十嵐委員、お願いできますか。

○五十嵐専門委員　これまでも何回も強調されてきておりますけれども、今回の復興は、単に旧に戻すだけではなくて、新しい復興のかたちを示すんだということが言われています。そのことを私の専門とする分野で引き受けると、やはり議論も道具も新しく構築しなければならないことだと理解いたします。

いろいろ災害のことなどの勉強をさせてもらいましたけれども、やはりどうしても解けなかったことが2つありました。何回も同じことを申し上げますけれども、最終的に土地の所有権というものについて、私の言葉で言いますと、近代的な、個人的な所有権から現代的な、総有的な所有権に変更しないとだめだというのが1点です。

もう一つは、更に前提として、社会福祉の充実等が言われていますけれども、これも理念や道具として打ち出すだけではなくて、強固な理論的バックボーンを構築すべきであるということで、従来の国を主体とした社会福祉から地域を主体とする複合的な現代的生存権に向けて理論構築をしなければいけないということを改めて強調したい。

その上で、それを支える部品として、これも何回も申し上げておりますけれども、定期借地権やらまちづくり会社やら、あるいは建築許可制というようなものをどんどん新しくつくっていただいて、従来の制度を突破できるような道具も与えてほしいと思います。

更に、これは十分議論されたかどうかわかりませんが、それらを制度的に、包括的に保障するシステムが特区制度です。ワークショップなどでは、ほとんど特区など要らないというような論もしばしば聞きました。しかし、このような未曾有の大災害でいろんな困難にぶつかったとき、おそらく既存制度では必ずぶつかると思いますので、この特区制度を法律でできるだけ開放区のイメージにして、一旦は、とにかく大幅に規制を緩和する、その上で、被災地の人たちが自分たちの方法に基づいてやったものが、後で制度的に定着するというぐらいの特区制度を提案してもらいたいということです。

併せて、これは議論が足りなかったことだと思うんですが、財源の問題があります。現地などに行きますと、財政的な保障をしてほしいといわれました。財政の保障にもいろいろあるんですが、少なくともまちづくりワークショップの中で聞いた議論では、補助金という概念が非常に強く出ておりました。これなども既存の古い発想ではないでしょうか。どの自治体からも言われたことは、できれば一括して定量的に何百億円、何千億円を渡していただいて、それを県あるいは市町村で自由に使う、つまり、いろんな事業目的で全部積み上げた結果を補助金で担保するのではなくて、復興費用として自治体に渡して、

何に優先的に使うかは自分たちで決めていいというような財政の使い方を考えてもらいたいということです。これが最終的に、地域主権だとか、住民主体の地方行政とか、あるいは自治体主導ということと重なる制度論と経済的なバックボーンになるのではないかというふうに思いました。この辺のことなど、是非強く政府に主張してもらえればありがたいということです。

以上です。

○飯尾部会長 よろしいですか。おっしゃり忘れたことがあれば、もう少しおっしゃっていただいても大丈夫です。

○五十嵐専門委員 いえ。

○飯尾部会長 それでは、藻谷委員、よろしくお願いします。

○藻谷専門委員 では、議事録に残すということなので、3点、ディメンジョンが違う話が1個入っているんですが、3点に絞っていろいろとたくさん言いたいことはあるんですが、ほかの委員がおっしゃるでしょうし、また、これ自体もどんどん変わっているでしょうから、できれば盛り込まれるとうれしいけどな、言っておこうということを申し上げます。

一番簡単な、4ページなんですけど、ここに私が最初4地域と言ったのを、復興のため施策というところ。

○飯尾部会長 4ページというのは、骨子案についてですか。

○藻谷専門委員 失礼、骨子案の方でしたね。ごめんなさい。これは、私は何か論点をずらしてしまいましたが、これについて、別にコメントする権利はないと思うんですが、一応、言ってもいいでしょうかね。

○飯尾部会長 はい。

○藻谷専門委員 骨子案の4ページに1から6まであるんですが、この4地域と私が言っていたのをより細かく分けていただいて、実用に即していると思うので、6つまでせっかくいったのなら、6を2つに分けた方が現地では、恐らく怒る人が少ないだろうと思います。6というのは、原発事故の被災地なんですけど、やはりこれが2つあって、強制避難になっているところと、そうではないけれども、実質的に放射能の数値が高いと報道されることによって、経済機能が大きく損なわれているところは、やはり状況が違うし、どちらも重要だという観点から6と7に分けていただいた方がいいんじゃないかという願いでございます。上がどうされるかわかりませんが、南相馬市であれば、まさに典型ですが、住民が全員いなくなってしまったところと、それ以外の旧鹿島原町のように、人がいるんだけど経済が停止しているところがあって、人がいるけれども停止している方が深刻だよと、南相馬市は常々言っているの、勿論、広く言うと、原発事故の被災地なんですけれども、もう人が動いてしまったところと、いるけれども死んでいるところは、やはり違うので、どっちも大事だということを、一応、我々はわかっているぞというメッセージは、可能であれば、是非送っていただきたいと思います。

ただ、後の方の被害地のどこまで入れるのか、福島、郡山、会津全部入るのかという議論があるんでしょうけれども、その他被災地という言葉でもいいと思うんです。やはり強制避難させられているところと、その他は違うということを是非申し上げたい。以上が1点目でございます。

2点目、3点目は、ちょっと哲学論というか、これもできれば、2ページにも出てきたんですが、私は、防災構造の国とか言っていて、そういうマスコミ的な言い方よりは、より落ち着いた言い方として、減災国家と、防災なんて無理だろうと、減災だということで、これはこれで現実的にはそうかもしれないんですが、この減災国家のところの書き方が、私の願いなんですけれども、これだといかにも外国の人が見ても、しかし、日本人もよくそんなところに住んでいるよな、基本的には、行くのをやめておこうみたいな感じですけれども、やはりこういう逆境のときは、逆に打ち出す必要があるのであって、私はカラムィーブルーフと言っていましたけれども、逆に災害はあるんだけど、むしろ安全ですよという、積極的な国際的ブランド構築と、本当は言いたいのです。そういうニュアンスを親会の会議の方々は、穏当でそういうことを言いたがらないかもしれないんですけども、やはり一歩踏み込んで、むしろ日本の方が安全なんですと、マグニチュード9.0でも、津波以外では100人しか亡くなっていないんですよということを訴え、ほかの国でマグニチュード9.0は、絶対そんなふうにはいきませんよ、日本だけですというようなことを、私はむしろ打って出るといような国家的な明るい話がないと、津々浦々の希望もわいてこないような気がするのですよ、何かそういうニュアンスができないのかなと、今の話の2つ目の続きなんです。最後の方に観光がちらっと出てくるんですけども、そこで、やはり地域の観光資源の活用、別に震災が全くなくても同じことを書くようなものが9ページに出ているんですが、やはりこれだけの地震に見舞われながら人が死なないという、更に津波によって、これだけの新しい設備をしたという減災地域というか、防災と本当は言いたいんですけども、それを観光資源にするということをなぜ書かないのか、非常に不思議なんです。これは、現地でも言われていることですよ、つまり、このように備えがある結果、実際は、もう人は死にませんし、例えば山古志村の集団移転地、あれは立派な観光資源だと思うんです。こういうふうに、ざんざん、80回協議した結果、こういうふうに移っているんですよと、このとおり、復活してますと、ほら見ると、これが観光資源じゃなくて何なんだと私は思う。

だから、やはり防災、減災を前向きに打ち出すというニュアンスを是非入れてほしいというのが2点目だったんです。

最後、3点目です。言うだろうと思って言いますけれども、次の4ページなんです、やはり今回、結局、土地所有権絶対主義が行き詰っているということなんです、そのことをどうしても役所が言いたくないのであれば、これは五十嵐先生の論文に明らかなんですけども、結局、土地所有権を揺るがしている最大の要因は、土地の放棄なんです。もうこの土地使えないから放棄する、このマンション使えないから放棄するという人が大量

に出てきて、これは本当にそのとおりでございます。東京でも大量に出てきますね。

放棄というのは、希望がなくて、今回、ある意味、三陸辺りで大量に出そうな話なんです。

結局、所有権の絶対主義の見直しと言にくいのであれば、土地利用の流動化という機ほめて真つ当な言葉をどこかに入れてくれないのかなと思っています。土地利用の流動化とは何かと。

具体的には2つあって、1つは所有権にこだわるのであれば、ここに書いてあるとおりなんですが、換地ですね、換地という言葉が入っていますけれども、所有権にこだわらないのであれば、所有と利用の分離、つまり、土地は所有しておいてもらって、利用権だけ移していく、これはまさに借地だとか、五十嵐先生が総有と言われているものは、法律的には所有と利用の分離ですね、そういうふうな土地利用の流動化ということをやらないと、旧来の利用手続の一本化、権利関係の明確化、これは多分、地籍をいちいち調査していたら、30年あっても終わらないと思いますけれども、土地利用の調整という以前に、土地利用を放棄するやつがいると、対応できなくなるんですね。だから、土地利用の流動化ということはどうも、あのときワーキングで話していて、事務方と本音ベースでしゃべっていたら、みんなすごく入れたくなさそうだったんですね。だけど、入れないと進まないと思うんですけれどもね。

今のが3点目の最後のポイントなんです、それを受けると、例えば後の方で各論で農業のことが8ページに書いてあるんですが、農業の上のところに②、低コスト化と書いてあるんですね。これは何のことかすごくわかりにくいんです。これは、莊林先生の御説明を聞いていると、これはばらばらに散っている土地の利用が、借地がむちゃくちゃに散っているのを、この際、土地利用を流動化して、集約できると、明らかにコストが下がるねと、非常に具体的に莊林先生おっしゃっていました。そういうことなんだろうなと思うんですが、やはりここで本当に前の方のところで、土地利用の流動化ということを一本書とかけおけば、低コスト化の括弧の中に、例えばやる気のある農家への土地利用権の集約によるとか、利用権の集約による低コスト化とか書くとすごくわかりやすいと思うんです。そこまでこの紙に書くのかという御意見は当然あるので、別に言っているだけですけれども、ただ、そういう感じでシナリオが上と下でつながっているのも、粗方、本当に、今の3点、原発の話は、違う独立の話として、総論に影響するところは、やはり防災国家をブランドとして打ち出すという、逆に逆手に取って前向きにやるということがないと、国民はついて来ないぞと、私は強く思いますし、防災国家とエコですか、この2つは、逆に今回の逆境を逆手に取って、我々が世界にアピールするんだということを言っていた方が勇気出ると、土地所有は、余りそこまでは多くの人には気がつかないでしょうけれども、次にあったときには、これをここで今回整理していないと、次に東海道地震が来たときには、多分すごいことに、これが最大の問題になると思うんです。だから、何とか是非、可能であれば言ってほしいなということを議事録に残しました。

以上です。

○飯尾部会長　ありがとうございます。それでは、広田専門委員、お願いします。

○広田専門委員　私は、1枚もののメモを用意しておきました。今後の復興支援に向けたコメントという、1枚の半分くらいしか、何か2分とか書いてあったので、これぐらいにしておこうかなと。

○飯尾部会長　済みません、できるだけ時間を取ろうと思って努力しました、ちょっと大丈夫ですよ、少し延びても。

○広田専門委員　私は、即物的な組長代理みたいな意見を言わせていただきます。

1つ目は、今回の津波被災地の特性を踏まえた国の強力な復興支援措置をと、何を今更ということだと思うんですが、3か月が経って、やはり現場が動いていないというのは、非常に強く感じていまして、住宅は、今、復興計画をつくる中で、どこにどうつくるかというのは、住民と合意形成しながらつくると思うんですけれども、やはり仕事の問題が、先ほどほかの方もおっしゃっていましたが、これが本当に復興できるのかというのがありますね。やはり現地では、非常に大きな関心事だし、問題です。

それで、津波被災地の特性、私がメーリングリストでも流したんですけれども、財産のすべてが流されて、被災地をそのままその現状で、その土地を使うことができないというのが、地震被災地とは違う、雲仙の火砕流のああいいうところみたいなんですけれども。

それから、三陸の特徴として、雇用力の大きな都市が近くになくて、あそこの地域の産業を復興させないと人が住めないという、やはりこれもよく考えていただきたい。

それで、仙台湾岸と比較しては申し訳ないんですけれども、やはり仙台市があると、ないでは全然過渡期の臨時的な雇用の問題は大きく違います。

例えば商売人の方も仙台にちょっと借り店舗をつくって、一時的にかせぐということが出来るんですよ。ところが、三陸はそうはできないというのが、やはり何かと大きな違いになるので、やはりここは強調しておきたいなと。

それから、3番目に、本来、被災地を支えるべき行政都市機能自身が広範に被災してしまっているというのも、これも改めて、よく被災地域が非常に大きいと言いますけれども、その実質的なところは、被災地域を支える機能自身が損傷してしまっているというところが非常に大きいので、ですから、こういう3点セットの問題があるので、けちけち言わずに、自治体の方、地域の方がこういう復興をやっていくというのを協力にバックアップしてほしいなと、具体的には、それぞれの省庁さん等々が考えていただいていると思うんですけれども、これを1つ強調したいと思います。

それから、2番目、農業、漁業者への支援は、生産手段のフルセット対応方式で、これもメールで書きましたけれども、自己資金を必要とする方式では、十分に救えないなというのを感じていまして、あと、民主党さんが金融機関を通じて、融資等でできないかというような何か案を出されていますけれども、こういっては何ですけれども、地元の金融機関は貸してくれないですね。普通だってそうなのに、ですから、そこを通して被災者の方

に金を回すような仕組みというのは、私はちょっと今回は余りふさわしくないんじゃないかと思います。

それから、3番目はちょっと違いまして、これからいろんな具体的な施策等々が出るんですけども、順応的管理というふうに書きましたけれども、その施策が本当に被災者、被災地域に届いて使われているのかと、それで、具合が悪ければ、やはり迅速に見直しして、より適切な施策を連続的にやっていくみたいな、やはりこういうやり方を是非してほしい。

幾つか、実は岩手県が用意した施策なんかもなかなか動いていないようなものもあるんですけども、それはしょうがないと思うんですね。こういう事態なので、すべて考えたことがそのままうまくいくということはありませんから、だから、重要なのは、やはりやってみてちょっとまずいなと思ったら、臨機応変に変えていくみたいな、こういうやり方をしてほしいということです。

最後は、ちょっとこれは個人的なんですけれども、検討部会が、明日からどうなるかわからないようなんですが、今週いっぱいですか。

○飯尾部会長 いやいや、もうちょっと先かと存じます。

○広田委員 そうですね。やはり私、地元にて、検討部会の委員ということで、いろんな情報へのアクセスが非常に楽でした。それをせっかくの立場を十分生かしたかということ、ちょっと自責の念もあるんですけども、ですので、例えばということで、ここで関係省庁による制度設計等への、やはりそういうところにもちょっと関わっていききたいなというところがありまして、何かそういう立場を、もうしばらくお借りできないかなと、地元代表としては、そういう非常に現実的な希望なんですけれども、最後にこれを申し上げたい。

以上です。

○飯尾部会長 ありがとうございます。

それでは、竹村専門委員、いかがでしょう。

○竹村専門委員 私は、この検討部会での議論を、もう少しいい形で国民とか本会議にどう伝えるかということについて、今まで何度か発言してまいりました。議事録を精緻に上げていただいている御苦勞には敬服いたしますし、部会長のとりまとめにも大変感謝しておりますが、もう少しポイントがシンプルに見えるような検討部会の意見の見える化ということができるか。

それは更に今回、先ほどお話ししたことでありますけれども、ワークショップでの検討成果。我々の検討部会で議論されていることと、省庁レベルから上がってきていることと、その辺りが不分明になったりという問題もあり、また情報が多過ぎるということもありますので、何とか今回、8回やってきた検討部会でのすばらしい議論の骨子だけでも、もう少しわかりやすく見える化できないかということで、私なりに補助線を引くつもりでやってみたのが、今日持ってきた資料であります。

そのときに、創造的復興とはという、この「創造的」というのが今回のキーワードにな

っておりますけれども、何が創造的なのかということをちゃんと伝える補助線の引き方ができないかということで、10 か条にまとめてみました。

1 つは、1 ページ目、阪神大震災との違いで、まち並みだけ復興してもだめだという御意見も随分出ていましたし、先ほど玄田委員から希望という話も出ました。そういう意味では、これから若者が出ていかない、むしろ帰りたくなるような希望に満ちた東北をつくるんだという大前提をまず強調すべきだろうということです。

2 つ目は、旧結合の破壊と新結合の創造と書きました。先日、藻谷委員が出られていたNHK の番組でも、系列のサプライチェーンが切れたために、地元の中小企業同士の交流とか連携、あるいは全国から、滋賀県でしたか、福島と組む動きもある。古い結合が切れたために、新しい結合が生まれているという事例をもっと見える化して、そうか、こんな手もあるのか、おれらもやろうかという動きを喚起していく。

あるいは集約化ということについても、慎重にという御意見、勿論たくさんあるんですけれども、創造的な形で地元密着型でやる方法があれば、これは新結合の創造にもつながるだろう。どちらにしても、新しいつながりをつくるのが復興なんだと。その辺りでの創造性ということが、この創造的復興の骨子だなと。

そこにちょっと書き損じましたけれども、先ほど来出ている所有と私用の分離とか、土地利用の流動化、これも新しい結合というか、新しいつながりの創造ということで、ここに是非入れたいと思います。

それから、3 ページ目、まちの復興より「人」の復興というのが随分言われてまいりました。人材立地とか重要な発言がたくさんありましたので、人間に焦点を当てる。

そのときに、4 ページ目ですが、人の復興に不可欠なのは、コミュニティの維持・復興なんだけれども、ここでは勿論、寄り添い型の支援とか、重要な観点もあるんですが、もう少し創造的介入が必要かもしれないということで、例えば仮設住宅にもコミュニティ機能を、コミュニティレストランとかコミュニティ菜園という御意見も出てまいりました。こういうことを明記するとか。

池田委員からは、分別型の福祉じゃないとか、あるいは離散したコミュニティメンバー間の通信をちゃんと支援するような仕組みという御発言も出てまいりました。こういうことをちゃんと明記して、コミュニティの創造的維持。コミュニティというのは創造的にならないと維持できないんだということを、ここで明記しておく必要があるんじゃないかと思っております。

荘林委員からの農地の集約化というのも、これまた創造的スキームということで、コミュニティの維持ということにはそういう特別な新しいスキーム、制度設計が必要だということ強調したい。

それから、5 ページ目、もとのまちを再建したいという基本的な地元の思いですが、将来、10 年後、20 年後を考えると、果たしてそれだけでいいのかという問題提起で、代案をいっぱい出していくことが大事だろうと思います。コンパクトシティとか、そういう部分

もここに入ってきます。

それから、エネルギーの問題。皆さんが強調されてきたところですが、創造的なエネルギー政策というのは、特に下の方に書いてありますが、空洞化を阻止していく。それから、参加型で節電も送電であるという考え方で、発電中心ではない創造的なエネルギーの考え方というのをここにまとめた上で。

ちょっと飛びますが、8ページ目、例えば財政計画というのは、ここは非常に危ういところではありますが、下の段に、財政の投入の仕方として、まちの復旧とか復興だけに使われて、日本全体の活力とか、さっきのエネルギー問題を等閑視しては、本当の復興はあり得ないのではないかという議論が出てまいりました。

というか、何度も出ておりますので、ここでは空洞化を阻止するための税制優遇とか、電力供給体制へのちゃんとした投資ということが、財政配分としては、これは直接、東北に投下するお金ではないけれども、逆に間接的に東北の復興には非常に不可欠なことではないか。

それと、上段に書いてあります一括交付。先ほど五十嵐委員がおっしゃったようなアプローチをちゃんと明記した上で、財源論には踏み込まないにしても、財政の基本的な考え方というのをどこかに明確にまとめておくことが必要なのではないか。勿論、まとめるはあるんでしょうけれども、あえて今回の検討部会で議論されてきたことを10か条にまとめた。

勿論、9ページは、予防減災。これは、河田委員が特にワークショップなどでおっしゃられていた、非常に重要な考え方ですが、壊れてから直すというこれまでの災害先行型から離脱しよう。その上に、先ほど藻谷委員がおっしゃった、これだけ地震があっても強いんだよというポジティブな価値をここでちゃんと出していくということをしてできればと思います。

最後に、9ページ、10ページですが、原発問題、そろそろ正面から向き合うべきだろう。この検討部会が始まったころには、まだ予断を許さない状況でしたが、3か月たった時点で、もうかなり腹をくくるべき部分もあるんじゃないか。つまり、20km圏内から、もうこれ以上はいられないとか、親子だけでも少し避難するとか、そういう地元に自主性という形で放っておける状況ではなくなっている。そこをトータルな支援。地域に分裂をこれ以上生まれないような形での支援策というのを明確に出していくようなところかなという感じもしていますし。

原子力とか放射能に対するリテラシーというのも、ただ単に何ミリシーベルト以上危ないよという対症療法的な話を超えて、原子力とか放射能というものを深く理解するというのは、この宇宙とか地球を深く理解していく。そういう21世紀の文明をつくるのに、本当に子どもたちにちゃんと深めてもらうべきリテラシーの根源でもありますから、これを機会に世界にもプレゼントできるような、放射能とか原発を含めた新しいリテラシーも、科学的な知識を提供する回路をつくっていく、それも一方で必要だろう。

最後に、何度も申し上げますけれども、応答責任、レスポンスビリティですね。世界に背を向けない復興、こういう少なくとも 10 か条にとりあえずまとめてみましたけれども、大変重要な議論があったと思います。こういう議論が少しでも見えやすい仕組みをつくることというのは、今ここで何か手段を講じないと、たくさんの資料、たくさんの発言の中で、議事録だけを追えと言っても、なかなかこの辺りが見えない部分があるだろうと思いますので、皆様の御意見を伺いたいところです。

ありがとうございました。

○飯尾部会長　ありがとうございました。神成委員、どうぞよろしくお願いします。

○神成専門委員　今回、様々な議論をさせて頂きました。私が今までに申し上げてきた事の多くは、飯尾部会長のご配慮により、提言に含めていただいていると捉えております。この点を踏まえ、まず全体としての意見を述べさせていただきます。

この検討部会の中で、私は最年少の、いわゆる団塊ジュニアと呼ばれる世代です。同世代の方々の多くは、この復興構想会議の提言に注目しています。それは、この国が今回の震災のつげを、次世代に残す国であるかどうかという点です。

やはり、今回の震災にかかる費用は、今の現役世代が負担しなければいけない。それは、共通の認識です。

我々の次の世代、子供たちに、震災のツケを残すような提言が出てくるのであれば、そのような国に未来は感じない。その場合には、海外へ移住せざるを得ないという意見が出ています。是非、今回の提言には、次の世代にツケを残さないということを明確に主張していただきたいと思います。

この点を踏まえた上で、是非、国民一人一人が、この国に住み続けたいと認識するような、健康に一生働くことが出来る、生涯現役者会を目指したものであって欲しいと思います。

さらに具体的に申しますと、次の 4 点を強く打ち出すべきだと思います。

一点目に、生涯働ける職種の一つとして、今回の会議でも繰り返し議論させて頂きましたように、農業があると言う点でございます。被災地の基幹産業の一つであり、今後の世界人口の急増を踏まえますと、日本にとっては欠かすことが出来ない産業です。日本の農業技術は素晴らしいものです。これらを活用することで、次世代を支える産業として農業が位置づけられるという事も、提言に加えて下さい。

2 点目に、国民の健康を支えるための、医療、介護サービスの連携をきちんと示すということです。日本の健康年齢は世界トップクラスです。介護保険の費用を軽減するためにも、国民一人一人の健康が重要です。健康に着目した取り組みというものを、きちんと記述いただきたい。

3 点目に、教育です。専門学校の教育はもとより、日本には、生涯きちんと学んでいくという文化がございました。被災地の、仮設住宅に住まれる方々の今後の生活も見据え、生涯教育の充実を訴えて欲しいと思います。

最後に４点目として、今までの３点を支える意味合いも込め、オープンガバメントの促進を示して欲しいと思います。国が情報収集発信するだけでなく、社会全体に付加価値をもたらすような、民間レベルでの情報発信交流を促進するために、国が収拾した情報を公開するという取り組みの必要性は、今回の震災において露呈した IT 分野の課題の一つだと思います。

これら取り組みを進め、国民の多くが、この国に住み続けたいと思うような提言担って頂きたいと思います。

どうもありがとうございました。

○飯尾部会長 ありがとうございました。それでは、白波瀬委員、お願いできますか。

○白波瀬専門委員 発言時間を２分にと言われたんですけども、２枚紙で資料をつくらせていただきました。すでに何度か発言をしたり、皆さんからも御意見が出たことなんですけれども、特に４点について述べたいと思います。細かなところは、後ほど読んでいただければ結構かと思えます。

まず第１点は、最初から申し述べておりますように、被災者はさまざまな立場にあり、被災当事者としての状況がありますので、その当事者たちへの支援というのは当然さまざまな内容となります。例えば子どもたちと一言で言っても、親を亡くした子もいるし、故郷を離れて生活しなければならない子がいたり、原発問題を抱える福島の子どもたちと、その抱える問題の中味と環境はさまざまです。子どもたちへの支援内容も多様になります。その中、そこで共通するところは、長期的かつ継続的な支援が提供されなければならないということです。子どもは社会全体の資源でございますので、われわれみんなで育てていくということが必要になります。

特に原発問題を抱える子どもにつきましては、健康問題というのは本当に心配です。ただ、その健康問題というのは、時差を伴って顕在化する場合も多く、因果関係が極めて特定化しにくいという厄介なものでもございます。ですから、今からすぐに健康状況のモニタリングが子どもについて継続的に実施されるべきと考えます。

当事者の状況をライフステージごとに区別してみますと、これがすべての方というわけではないんですけれども、次に若者たちがいます。若者についても同様に、これも先ほど申しましたように、これからの人材としていかに育てていくかということでもあります。特に若者たちで問題になるのは、教育の場から労働へという人生の移行期にあるということです。つまり、人生の節目に立つ者が少なくありませんので、その意味では不安定な状況にあるということがいえます。事実、今回の被災で進学をあきらめたり、将来の夢をくじかれるというか、もうあきらめてしまおうと思っている子たちも少なくないと思います。そこではこれからの人生設計を支援していくようなキャリアサポートといった仕組みを、高校という教育機関の外にも作っていく必要があると思います。学校だけでなく、学校以外でも進路相談を受けることができるような場の設定が必要だと思います。

大武委員からも既に出ましたけれども、これも前回からも述べているところで、専門学

校、専修学校あるいは高専と言われているところへの経済的支援についても、早急に考えるべきだと思います。

また、県外からも被災地に新しい人材として流入していただかなければならないということがあります。そこで例えば、被災地での専門学校等については、授業料を半額にするとか、あるいはそこにとどまって仕事をする場合にも授業料免除といった特権を与える工夫も必要ではないかと思います。

子どもという話をすでにしましたが、子どもを亡くした親のことも見逃すことができません。あるいは、お連れ合いを亡くされた人たちもいるわけで、心のケアというのは欠かすことができません。ただ、これから人生を歩む上に、今、神成委員からも少し出ましたけれども、生涯教育、あるいは新たな仕事を身に付けるためのキャリア教育も重要なのではないかと思います。

高齢者たちについては、例えば農林作業に従事されたおられた方々は、生業としての職業を失ってしまった状況にあり、そのうえさらに切り捨てられた、見捨てられたと思わせることが決してないよう、丁寧に復旧、復興のプロセスを進めていくことが大切だと思います。この点については玄田委員からも言及があったように、辛抱強い対話型の支援の提供が重要だと考えます。ただ、対話をするというのは、言うは易しく、実際にやることは難しいとは思いますが。時間のかかる仕事でもありますので、できればそういう対話を担当するような行政職員を別途国等から派遣していただくような手立てを考えていただいてもよいのではないのでしょうか。

次に障がいとか外国籍を持つ者、あるいは今回余り出てこなかったんですけれども、アレルギーを抱える者もいます。例えば、小麦を食べられない子どもや、おそばを食べられない子どもは、避難所の食事一つも不自由です。こういう少数派についてはニーズがわかりにくいので、積極的に酌み上げていくような努力が必要であります。

2点目は、この点、先ほど玄田委員から言及がありましたが、男女共同参画社会の視点というのは、実は、今回の復興を議論するにあたって余り全面に出ておりません。しかし、男女共同社会の視点は特に復興を考えるにあたって極めて重要です。被災地の多くは伝統的に男性のみで意思決定されるような場合が多かったのではないかと思います。そこには問題も少なくありません。何が問題なのかと申しますと、先ほども申し上げたように多様な被災当事者のさまざまな声が、少数派の声を含めて反映されにくいという状況を生む危険性が高いからです。多様なニーズをすくいあげるためには、いろいろな状況を抱える者が混在した形で意思決定できるような場面設定が有効でありますので、生涯現役社会という視点のみならず、男女共同参画社会の視点というのは是非盛り込んでいただきたいと考えます。

3点目は、財源ということで、これは専門外ですので早くいきますけれども、どうしても復興と社会保障というのは、財源という観点から拮抗的な位置付けで論じられる傾向にあります。両者は密接に関連しますけれども、イシューとしては区別して論じなければい

けないというところがあります。

今回は、被災地モデルの一般化という形で、極めて簡単かつ単純化された形でしか、復興における社会保障というのが盛り込まれておりません。こういう形でしか盛り込めなかったという事情もあるかもしれないですが、社会保障は復興においても中心的な 이슈でありますので、この点もっと積極的に展開すべきという意見を述べたいと思います。

最後に、これは池田委員とか広田委員からもあったのですが、いろいろな制度が上からおりてきております。縦割り制度の弊害がここで見えてきます。制度そのもののがかなり似通っているものが、別々にどんどん下の地方自治体においてきていますが、現場としてはどう整理して実際に活用してよいものか頭を抱えるという状況があると思います。各省庁もさまざまな工夫を盛り込んだ制度を作り提供しようとしているわけで、その努力には敬意を表したいと思います。ただ、肝心の受け取る側の都合を考慮にいれた制度間の調整が全く行われていないので、せっかくの支援を有効に活用することができないという極めて残念な状況が生まれています。そこで、できるだけ国から人を派遣する形で、新しい復興支援制度を説明し、現場で実際に活用できるような調整、工夫にもかかわっていくことが望ましいと思います。ここでも「人の派遣」が実際の制度利用に欠かせないということです。

資金についても現場の裁量が最大限許されるような一括給付が望ましいと思います。ただ、自治体が全て自立して行政を運営できるところばかりではありませんので、一概には自治体の裁量にだけ任せることにも限界があるかもしれませんが、現場にとって使い勝手のよい資金の確保というのは、いろいろな意味で強くもとめられているところだと思います。国と現場の間には残念ながら距離があります。その距離を小さくするには、人、情報、そして資金の迅速な流れが不可欠だと考えました。

以上です。

○飯尾部会長　ありがとうございます。それでは、荘林専門委員。

○荘林専門委員　お手元に非公表資料として1枚紙を用意してございます。これに従ってお話をさせていただきたいと思います。今まで多々申し上げましたことと、かなり、98%ぐらい重複するのではないかと思います。改めてこの場で4点申し上げたいと思います。

1点目でございます。とにかく農業の形態がどういうふうになるか。それは、地域の皆さんの話し合い、合意のもとでしかあり得ない。そのときに、その合意というのは、絶望とかあきらめに依拠するものであってはならないと強く思うわけでございます。例えば除塩が完了するまで3年かかる、あるいはその後、生産性の格差もひょっとしたら残るかもしれない。という状況で、さあ、皆さん話し合ってくださいと言っても、そこからは絶望的な合意しか生まれないのではないかと思います。

勿論、一方で何から何まで国が支援すればいいのかというと、そこは先ほど玄田先生がおっしゃったように、それはそれで地域の復興のスピリッツを弱めてしまう懸念がある。

そこで、勿論バランスは必要なのでございますけれども、やはり地域の方たちの合意というのが、ある程度の希望に基づくような制度というのは、単年度予算の枠を超えてきちんと準備する必要がある。そうしないと、その合意というのが大変形式的なもの、あるいはエクスキューズになるんじゃないかという気がいたします。

2点目でございます。先ほど来、各委員の方からもお話がありました。そのこととも関係するわけでございますけれども、今回の大きなチャレンジというのは、高齢者、弱者も含む農村集落のコミュニティの維持と強い農業の確立。その関係性をトレードオフにせずに、補完的な関係性にすべきだということだと強く思うわけでございます。補完的な関係性にできる、あるいはトレードオフにしないで済む、その境目が土地利用調整にあると強く思うわけでございます。

ここも何度も申し上げているわけでございますけれども、その土地利用調整をうまくやる必要がある。換地による担い手への連担化がオーソドックスな方法ですが、私が何度も申し上げている集落によるある種の緩やかな共有、すなわち、所有位置については権利を放棄していただいて、面積の権利は確保していただくという共有。そういったものが持続的な農村コミュニティと強い農業を実現するために、大変重要なポイントなのではないかと改めて思うわけでございます。

3点目、集落の再建でございます。この骨子の中でも、まちづくり・むらづくりというワーディングで項目を立てていただいていると理解しております。ただ、今のところタイトルとしては出てきているんですけども、むらづくりの視点というのが余り前面に出ていないと思うわけでございます。

私自身、復興した農村集落というのは持続的であってほしいと強く願うものでございます。そういう観点では、勿論大変難しいチャレンジではあるんですけども、複数の集落が協働するという、かなり革新的なアイデアも必要ではないかと思っております。主体論も引き続き大きな検討課題であると考えます。

4番目、最後でございます。復興への意欲に寄り添う「表現」の重要性。これも何人かの委員の方からお話が出ておりました。例えば1次提言の8ページを見ますと、頭に「3つの戦略」というのがございまして、ここで代表的なイメージがあるわけでございます。部会長から前々回のときに、構想会議へ検討部会の資料を御説明いただいたときの御説明をいただきまして、大変意を尽くした、バランスのいい御説明をいただいたわけでございます。

私自身は、あのときに部会長が表現していただいたような表現ぶりが、正しく地元に伝わる必要は絶対的に重要だと考えております。例えばこの「3つの戦略」が、「国がイメージしている3類型です、これでするしくお願いします」という押しつけるような誤ったメッセージが伝わると、これは先ほど申し上げた高齢者の切り捨てあるいは弱者の切り捨てと誤解されかねない。

我々の議論はそういう議論ではなしに、高齢者は高齢者で継続したい方は新しい集落の

近所でやったらどうでしょうか。若い方を含めた担い手は担い手で、連担化してやられたらどうですか。そのための土地利用の調整は、こんな感じもあるんじゃないでしょうかという、大変きめ細かい議論をしてきたと理解しております。そのきめ細かい議論のメッセージがうまく伝わるような表現が大変重要なんじゃないか。

そういう観点から、例えば１点だけ申し上げますと、８ページの真ん中のその他にございます。「これらを進めるに当たっては、集落単位の土地をまとめて担い手に利用させるため、集落コミュニティを活用」。これは非常に丁寧な議論をすべてちゃぶ台をひっくり返すような、ある種の威力を持った表現で、こういう表現に代表されるように、我々が意図しない、あるいは構想会議の委員の方々も恐らく意図しないであろうメッセージが伝わるというリスクを徹底的に避ける必要があるのではないか。

そういう意味で、もう一点だけ申し上げます。検討部会の御報告の中のいろいろなポンチ絵がございます。場合によっては、文脈によっては、ああいうポンチ絵も使われるということだったわけでございますけれども、私はたぐいのポンチ絵を使うのは大変リスクじゃないかと思っております。

以上でございます。

○飯尾部会長　ありがとうございます。それでは、佐々木専門委員、お願いできますか。

○佐々木専門委員　これまでの会議を通じ、専門委員の方々の素晴らしいアイデアを伺い、非常に勉強になりました。また、ワークショップでは役人の方々から体系的かつ具体的な施策が示されており、こちらも非常に素晴らしいと感じました。

しかし、広田専門委員からも指摘がありましたが、私が一番危惧しているのは、これが実際に実行計画に繋がっていくかどうかという点です。震災から３ヶ月経って何も動いていないのではないかという声は、現場からもよく聞こえてきます。敢えて意見を述べさせて頂きますが、そこで、今後これを行動計画に落としこむ際のポイントを３点ばかり述べさせて頂きます。

１点目は、優先順位についてです。これから、専門委員の方々や役人の方々の素晴らしい解決策を行動計画に落としていく必要がある。その際に、今手を打たないと致命的になるものは何か、所要費用や所要期間、将来のリターンといった視点で優先順位の高い事から行動計画にしていける必要があります。産業空洞化や、人の命・生活に関わる部分の優先順位を高く考える必要があると思います。

２点目は、省庁間の相乗効果についてです。今回、ワークショップでの討議を通じて、省庁間の相乗効果が見られたと思います。例えば、観光と水産業・農業の６次産業化や全産業横断的に関わる ICT 活用など、これまで議論したくてもあまり議論できなかったと思われる省庁間相乗効果について多くのアイデアが出てきました。このような相乗効果について、もっと深彫りして検討すべきかと思います。

３点目は、実行計画についてです。いくら優秀な解決策が出されたとしても、最終的に実行計画に落ちないと全く無意味になります。実行計画に落ちるということは、理想的に

は、誰が、何を、どの程度、いつまでにやるかという 5W1H を明確にし、何をもって成功とするのが誰でも判断できる評価基準が設定されているということです。限られた時間の中でどこまでやれるかは分かりませんが、これまでの素晴らしい議論を無駄にしない為にも、このようなことを意識して頂きたいと思います。

○飯尾部会長 ありがとうございます。

それでは、西郷専門委員、お願いいたします。

○西郷専門委員 資料を用意いたしまして、多量にありますので、かいつまんで御説明いたします。私の資料で「まちづくり会社による持続可能なまちづくり」ということです。

「1. 前提の確認」ということで長々と書きましたのは、地方都市はここ 10 年以上、大変厳しい状況があり、これは被災地区以外の地区も大変厳しいということです。それで、被災地区も同様でありまして、地域経済の雇用の減少とか、文化の衰退とか、地元産業界を代表する企業が倒産していくとか、農林水産業も衰退し、中小企業も衰退し、商店街はシャッター通り、地域経済を支えていた地銀も経営が悪化しているということは現実だと思うんです。

それで、この現実を考えないで何か発想するのはよくないのではないかとということでございまして、この現実をどうとらえるかということでは、ここに書きましたように、外発的といいますか、外の価値観に依存することで、内発的・自律的に生き続ける生命力が衰退したのではないかとということでございます。

そういう意味では、今回の復興計画は、地域のいろいろな資源を活用するということが大変強く出ておりますので、その地域の資源の活用方法にどれだけ知恵があるかというのがポイントだと思っております。

2 点目として、地域の文化に根ざしたまちづくりということで、ライフスタイルのブランド化、あるいはここではローカルライフのブランド化というふうに書かせていただきまして、地域のいいものを生かすにはということで、ここでは中心市街地と郊外の農業が結び付くとか、第 2 に、圏域に、さまざまなネットワークを形成するセミラチス構造というようなことも提案して、ICT とか、介護とか、いろんなものが大切ではないかということです。第 3 点目に、地域の連携を図るというふうに書きまして「日本のライフスタイルのブランド化」につながり、日本のライフスタイルを、世界に訴求することが可能になるというふうに整理をいたしました。

どうやるかということでは、まず小さなプロジェクトからと思ひまして、すぐにできる、すぐに必要な、小さいプロジェクトを立ち上げる。コミュニティレストランとか、カフェ、コンビニなど、快適なたまり場をつくっていくわけです。それで、地元の食材を使い、調理にも工夫する。

だれがやるかというのは、住民の組織で、まちづくり会社ではないか。財源は、公的支援で、この段階の制度が大変重要で、ここは 100% 国費でも、ここはすぐにスタートすべきではないかということでございます。

次に、本格復興になったときには、ずっと御提案しているまちづくり会社による本格復興事業でございまして、上記のトレーニングを経て、本格的な計画づくりから始めるということでございます。

それで、そのときに制度が、これならできるというイメージを持てるように制度設計されていると、大変地元もイメージが持て、やりやすいのではないかとということでございます。

ここでは、私が市街地整備ということの専門でございますので、それを中心に書きまして、デザインのルールとか、借地方式とか、そういったものを書きましたけれども、これは実は農業も、あるいはエネルギーももう少し、まちづくりの中で、提案がありましたように、エネルギーの問題とか、教育の問題とか、医療、雇用も、こういう単位で具体のプロジェクトとして提案できてくることが大変わかりやすく、いいのではないかと考えております。

3 ページ目に行きまして、上のボツなんですけれども、以上のポイントで、まちづくり会社の事業モデルは、市街地整備と産業振興、生活再建が、同時に達成されるということでございます。制度もこのことを前提に組み立てられる必要があるのではないかとということでございます。

「4. まちづくり会社の意味」というのは、前回御報告した内容の再掲といえますが、同じ内容でございますのであれですけれども、要するにコミュニティの成員によって運営される最小の自治体であって、市場原理で動く企業と、かつ政府の直営には適さない事業を担うということでございます。

それで「5. 共同性の確保」ということで、まちづくり会社は、公共私三元論で言うところの「共」に相当して「共助のまちづくり＝新しい公共」を担うということでございます。

4 ページを開けていただきまして、具体的に行っていくときにもう一点、コンパクトシティの実現というものがあまして、1 回目から何度か発言させていただいておりますように、人口が2 倍、3 倍に伸びたけれども、市街地は10 倍、20 倍にふくらんでいるということで、特に新しく市街地化したところが壊滅的な打撃を受けているということで、もう一度、コンパクトシティを実現するということをもう少し明確にした方がいいのではないかとということでございます。

コンパクトシティの実現というのはなかなか、言うは易し、行うは難しで、土地利用の問題とか、安全なまちづくりとかがあるんですけれども、1 つとしては、インフラ整備と建物の建設を同時に行うことによって、比較的成本が少なく、合理的な都市がつくられるのではないかと。そういう意味では、まちづくり会社が大変有効ではないかとということでございます。

4 ページ目の終わりの方で「6. 生活、産業への支援は、高い経済効果がある」ということで、コンパクトシティは、スプロール化した市街地全部を復旧するよりもコストは安

く済む。それらを、生活や産業の支援に向ける。中小企業は集積することで、活力を生み、高齢化社会に必要な共助の仕組みも、集積することにより可能になるということでございます。

また、エコノミストの方が、復興とは所得の源を復活させること、私的財産の復活にある程度の支援をすることが一番効率的なのではないかという御発言が別のところでありまして、具体的にこういった形で公的支援をする場合は GDP を押し上げる可能性が非常に高いという話でございます。

前回の財源の話で 16 兆円ぐらいという話がありまして、その話も、このエコノミストの方が言って、人口でやってみたらどうだろうか。40 万人が被災したということで、16 兆円を 40 万人で割ると、1 人 4,000 万円になる。1 人ということは、1 世帯当たり 1 億円以上になる。それは公共事業がたくさん入っているからなんですけれども、そういう意味では、もう一度、具体のプロジェクトのイメージを持ちつつ、復興のイメージを成立させていて、復興の主体というのは住民が中心になるまちづくり会社というのはかなり有効であるということでございます。

勿論、この考え方はいろいろありますので、それは具体的に、市民と専門家が協力して、具体のプランを描き出していくことが必要ではないかということでございます。

それで「まとめ」として、借地方式については、法的に内容を精査し、市街地整備手法、農地整備手法の中で、積極的に位置づける。

まちづくり会社的な組織に対する支援は、現行の制度では、たくさん用意されていますというふうに御説明いただきまして、そのとおりでございますけれども、省庁別に分かれており、大変使いにくい。これを、交付金、あるいはファンドなどを構築して、一括させて、使いやすくするということがあるのではないかとということです。

住民自らがつくる美しいまち・地域が、みずみずしい地域の生命力を生み、持続可能なまちづくりを実現するのではないかとということです。

それで、まちづくり会社の具体のプロジェクトのイメージということで、別添で幾つか、白い封筒に入っております。

これは高松でやっているものなんですけれども、地元のハマチの養殖の話なんです、この話をしますと、養殖のハマチにオリーブを食べさせたらおいしくなったという商品開発をして、その商品開発を地元のいろいろお店をつくっている人たちが応援しているという事業。

それから、これはコミュニティカフェで御老人の方々が iPad を使って楽しんでいる写真。

これは新築なんですけれども、町家ホテルというものを使って成功しているとかというものを挙げまして、最後にイギリスの例ですけれども、実は自分たちで住宅をつくってしまうというのがありまして、何ができますかというのを聞いて、自分たちで家をつくってしまうんです。

ですから、今、瓦れきの復興とかいろんなことを住民の人にやってもらったらいいので

はないかという話がありますけれども、まさに町をつくることそのものを住民の人たちがやってしまうという構造ができると、それは自律的な発展につながるのではないかということでございます。

以上でございます。

○飯尾部会長　ありがとうございました。

御協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、部会長代理、何かございますか。

○森部会長代理　私には、一貫した一つの理念がありまして、制度とか支援の仕組みづくりも大切ですが、その目的というのは、あくまで被災者が意欲を持つ、自らの力で立ち上がるためのものにすべきだという、そうした理念でございます。そういう意味からすると、今、皆さんの御発言を伺っていて、基本的に同様なコンセンサスはあるのではないかと。しかも、非常に地味な表現ですが、復興七原則にもその理念が書いてあるし、私はそれで大変満足しております。それが1点です。

皆さんの見識の高さとか、熱心さとかに触れるにつけ、今回、知り合いになれたことは私の財産だと思っています。励ましになるかどうかわかりませんが、市長として一言申し上げます。

皆さんがいろんなことを先に気がつく、世の中が3か月ぐらい後についてくる、そうお思いになった方がいいと思うのです。今、実現していないとか、今、動いていないとしても、私は、必ず現地は自ら、あるいは皆さんのアドバイスで、そういったことを考え付くだろう。これは私の経験から言えることです。

霞が関の官僚の皆さんにも私は申し上げますけれども、ある意味で真面目に、余りにも現地が悲惨で、解決しなければならない課題があるから、いろんなアイデアが出てくる、いろんな提案が出てくる。それが現地ですぐに消化できないという問題があるとしても、必ず時間が解決すると思っていますし、広田先生のあのメーリングリストに書かれた文章を読んでも、そういうニュアンスが私は感じられました。

中越沖地震を経験した市長としてみれば、立派な検討部会で、立派な検討があって、あと、親委員会ですごく生きているかという心配はありますが、世の中、歩留りというものがありますから。必ずまた、ここでの検討結果が生きてくる時期があるだろう。時間が解決すると思っています。

例えば、藻谷さんが言われた観光です。これは山古志村の復興計画の場合はかなり早い段階で、基本理念で災害を逆手に取って、観光資源開発と書いてあるのです。今の東日本地域を見たときに、それは今の時点では書きにくいかもしれませんが、余りにも悲惨で、ひどいですからね。でも、そうした観点は必ず半年後ぐらいには出てきます。私は、山古志村での実例というのがそのときに生きると考えております。今、ここの構想にそれを書くか、書かないかの問題ではなくて、必ず生きる場面が来ると信じていますので、是非、自信を持っていただきたい。

ということで、大西先生には、これだけ一生懸命やった検討部会で、これを親委員会
でこなして、きっちり文章にできるかどうかということで、プレッシャーをかけるわけ
はありませんが、是非ともお願いしたいということを検討部会長代理としてお願い申し上
げます。

○飯尾部会長　ありがとうございました。

ということでございまして、実はいろいろ事情があつて、我々が皆さんの合意を取る
ということは、私はあえて避けました。それができると抜き差しならないことになるとい
うことを大変恐れました。それは申し訳ないと思っております。

これまで御発言のあった点は、私が資料を直し忘れたりして申し訳ないと思ったんです
が、そういうことと、とりわけ、今日お話しいただいたことは親委員会の起草委員である
御厨議長代理に、お取りになるかどうかは別でございしますが、今日の資料も含めて咀嚼し
ましてきちんとお伝えすることはお約束します。一応、この復興構想会議と検討部会は期
限の定めがなく、期限の定めがないというのは、いつまであるんだろうかということが
あり、今回、とにかく第1次と言っておりますので、第2次があるようにも思い、ないとい
うのもあれですけども、もう一回、少し事態が進展してからそういう話がまたできれ
ばと思っております。

なかなか、この時間の中で、提言までにもう一回お集まりいただくのは難しいのではな
いかというのは正直なところございまして、今日言い忘れたけれどもということは先ほ
どお願いしまして、資料をお出しいただければお伝えするようにいたしますので、どうぞ
よろしくお願いいたします。

御協力いただきまして、実は今日、何とか官邸でと思いましたが、実はこの場所がふ
さがっておりまして、そんなに延長はできないと言われておったのでございしますが、皆様
の御協力で、私としてはいろいろ御意見をいただいて、大変ありがたかったと思ってい
ます。

本当にどうもありがとうございました。また、どうぞよろしくお願いいたします。

○森部会長代理　部会長は相当苦勞されましたので、皆さん、拍手で。(拍手)